

參考資料



用語説明

あ行

- アドプト・リバー
- アドプト・ロード

市民団体や企業などによる、道路や河川の自主的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援する制度。「アドプト」は「養子にする」という意味から、道路や河川を「養子」、参加される団体などを「里親」に見立て、道路や河川の管理者、参加される団体、地元自治体の三者で、美化活動の内容や分担などを定めて協定を結ぶ。

- オープンガーデン

個人の庭を一般公開すること。

- オープンスペース

敷地内の空地、または公園、広場、河川、池、山林、農地など、建造物の建っていない土地の総称。非建ぺい地。

か行

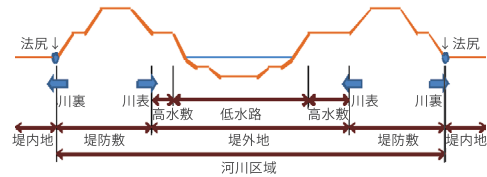
- カーボン・ニュートラル・ステーション

太陽光発電や各種省エネルギー設備の導入など駅の運営に起因するCO₂（二酸化炭素）排出量を削減するとともに、直接的に削減困難なCO₂についても排出枠購入などの方法で相殺することによって、排出削減量と吸収量がイコールの状態（カーボン・ニュートラル：炭素中立）とし、駅に起因するCO₂排出量を実質的にゼロとする駅のことをいう。平成22年（2010年）3月に開業した。

阪急摂津市駅が日本初の取組みとして運営している。

- 河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域のこと。



- 河畔林

洪水などの影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林のこと。

河畔林から落ちた葉や小枝は、川の中の小さい生きものの餌になり、落ちた昆虫は魚の餌になる。

- 近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。

また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が、特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

※摂津市内で指定されている区域はありません。

- グリーンカーテン

ゴーヤや朝顔などのつる性の植物でつくる自然のカーテン。壁面緑化の一種で、蒸散作用により周りの気温が下がり、空調機の使用抑制などにより省エネルギー効果が期待できる。

- コーディネート

各部を調整し、全体をまとめること。

当計画では、意見をまとめる役割はもとより、活動や事業を誘引する役割も求めて

いる。既存活動をつなぐだけでなく、あるときには緑化リーダーとして実践もする新しい人材像を期待している。

●工業地域

用途地域（都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。）の中の1地域。どんな工場でも建てられる地域。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

●工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

●後背湿地

自然堤防の背後にある低湿地。洪水時にあふれた水が自然堤防に遮られて河道に戻らず湿地を形成したものの。

●コミュニティ

生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互のコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）のこと。

さ行

●施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共又は民間の施設をいう。例えば、公共施設の児童遊園・青少年広場・歩行者専用道路・学校の植栽地や、民間の市民緑地・市民農園・社寺境内地・開放している屋上の

緑化空間などが該当する。

摂津市では、都市公園（街区公園、近隣公園、広域公園）と公共施設緑地（ちびっこ広場、ふれあいづつみ・自歩道・緑道等、公共公益施設の緑地）が該当する。

●準工業地域

用途地域（都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。）の中の1地域。主に軽工業の工場や、サービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかはほとんど建てられる。

●親水空間

レクリエーション機能、心理的満足機能、空間機能、防災機能などの機能を併せ持った水辺の空間。親水機能が空間として実際に具体化されたのは、1973年東京都江戸川区の古川親水公園が最初で、その後各地でこのような親水公園がつくられた。今日では、親水公園・空間は市民生活の快適性に欠かすことのできないものとなっている。

●生産緑地

市街化区域内の土地で、環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地・採草放牧地・森林・漁業用池沼など、都市計画に定められた地域。

●生物多様性

地球上には様々な環境があり、それぞれに適応した多様な生物が存在し、それらがつながりあっていること。生物多様性基本法（2008年）が施行され、地域の特性に応じた、野生生物や生態系の保全、それらのつながりの確保が求められている。

た行

● 段倉

大事な物を洪水から守るため、高い石垣の上に作られた倉のこと。

● 地球温暖化

CO₂（二酸化炭素）やフロンガス、メタンなどの温室効果ガスが大気中で増加し、これらの温室効果ガスが地表から放射された赤外線を吸収するため、地表面付近の気温が上昇すること。

● データベース

特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。

● 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としたもの。

● 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法、その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としたもの。

● 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

● 地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく制度による緑地のこと。施設緑地に対して地域制緑地という。

は行

● バリアフリー

すべての人が、社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。建物や道路の段差などの物理的なバリアを取り除くだけでなく、より広い意味で、すべての人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

● ヒートアイランド現象

都市部では、エネルギーの大量消費や、地表面の多くがアスファルト・コンクリートで覆われていること等から、郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。

● ビオトープ

もともとビオトープとは、「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語。特定の生物が生存できるような特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系が機能する空間としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。

● 苗圃

草木の苗を育てるための畑。

鶴野苗圃では、公共公益施設などに植栽する草花や樹木の育苗作業を行い、敷地内で「花とみどりの相談所」が開設されている。育苗をはじめ草花、樹木等の知識や技術、実践などを通して人材育成に取り組み、ボランティア、緑化団体、グループ等の花とみどりに関心のある市民が集まる施設として、市民参加の花と緑のまちづくりに欠かせない施設となっている。

● 風致地区

自然景勝地、公園、良好な環境を持つ住宅地など、緑を含めた環境の良い地区を保全するために指定される都市計画の地域地区の一種。木竹の伐採行為、建築物の高さなどを制限することができる。

● 法的担保性

法律や条例などの指定により、一定の土地の区域に対して、土地利用や開発が規制され、緑地として維持されること。

ま行

● 目通り周

幹の太さを表示するもので、地上120cmの高さの位置で計測した幹の周囲長さ、その部分で枝分れしている場合には、その直上をいう。

や行

● 屋敷林

屋敷とは家の建っている敷地で、その敷地に林群を形成させる。一般には農家に防風や防雪の目的で設置されている。

ら行

● レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。「気ばらし」、「休養」ともいう。

● 緑地保全地区

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

● 緑地率

宅地の造成等に係る土地の面積に対する緑地面積の割合のこと。

緑地とは、植物の緑で覆われた土地、もしくは植物の緑で覆われていなくとも自然的環境の状態にある土地のこと。

● 緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。

緑被地とは、植林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で覆われた土地、もしくは緑で覆われていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称である。

● 緑化空間

緑化された空間、及び緑化可能な空間をさす。

緑化とは、緑を創出するための人為的な行為のこと。

● 歴史的風土保存区域

古都における歴史的風土の保存に必要な土地の区域として、内閣総理大臣が指定する区域。区域内の建築・宅地造成などは規制される。重要な区域はさらに歴史的風土特別保存区域に指定される。

わ行

● ワークショップ

もともとは、「職場」「作業場」「工房」など、共同で何かをつくる場所を意味する言葉。まちづくりでは、住民や専門家、行政などの参加者が話し合い、アイデアを出し合うなど、合意形成を行う場のこととして用いられる。

本計画の策定経過

本計画を策定するにあたって、庁外組織として専門知識を有する学識経験者、公募市民などで構成する「摂津市緑の基本計画改定懇談会」、庁内組織として関係部署で構成する「摂津市緑の基本計画改定庁内検討会」を設置して、旧計画の検証、改定などに関する事項の検討を行いました。

| 開催年月日 | 策定体制 | 内容 |
|-------------------|-------------------------------|--|
| 平成 24 年 8 月 22 日 | 第 1 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 委員・事務局紹介 ● 会長、副会長の選出 ● 現計画の説明及び改定スケジュールについて ● 今年度調査内容及びアンケートについて ● 傍聴に関する取扱要領 ● 意見交換 |
| 平成 24 年 12 月 13 日 | 第 2 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 回改定懇談会のふりかえり ● 『魅力ある住空間づくりと緑豊かなまちづくりについての市民アンケート』『緑に関する質問』編結果報告 ● 基礎調査結果中間報告 ● 意見交換 |
| 平成 25 年 2 月 4 日 | 第 1 回 摂津市緑の基本計画 改定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケート結果概要 ● 活動団体ヒアリングについて ● 企業ヒアリングについて ● 現況調査について ● 改定懇談会について |
| 平成 25 年 3 月 5 日 | 第 3 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 回の緑の基本計画改定懇談会のふりかえり ● 庁内検討会での意見について ● 調査のまとめ ● 次年度改定に向けて ● 意見交換 |
| 平成 25 年 7 月 1 日 | 第 4 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 『摂津市緑の基本計画』改定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回～第 3 回までの改定懇談会のふりかえり ・ 今年度の進め方（スケジュール） ・ 計画改定のポイントと改定懇談会での検討事項 ● 意見交換 ● 計画改定の方向性について |
| 平成 25 年 8 月 7 日 | 第 2 回 摂津市緑の基本計画 改定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 改定スケジュールについて ● 第 4 回改定懇談会の報告 ● 計画改定のポイントと庁内検討会での検討内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の方針について ・ 緑のまちづくりの具体的な取り組みと施策展開について |

| 開催年月日 | 策定体制 | 内容 |
|------------------|-------------------------------|---|
| 平成 25 年 9 月 10 日 | 第 5 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ●『摂津市緑の基本計画』改定について <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回改定懇談会のふりかえり ・改定スケジュールの変更 ・第 2 回庁内検討会の結果 ●意見交換 ●摂津市緑の基本計画（素案） <ul style="list-style-type: none"> ・「重点的な取り組み」について |
| 平成 25 年 10 月 9 日 | 第 3 回 摂津市緑の基本計画 改定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ●第 5 回改定懇談会の報告 ●計画素案について |
| 平成 25 年 11 月 1 日 | 第 6 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ●報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回改定懇談会のふりかえり ・第 3 回庁内検討会のふりかえり ・今後のスケジュール ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 計画案について <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 章 重点的取り組み ・第 6 章 計画の推進に向けて ・計画案全般について ●確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントのスケジュールについて ・次回の改定懇談会の日程確認 |
| 平成 26 年 2 月 25 日 | 第 7 回 摂津市緑の基本計画 改定懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ●報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの回答について |
| 平成 26 年 3 月 4 日 | 第 4 回 摂津市緑の基本計画 改定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果と回答について ●第 7 回改定懇談会の報告 ●計画修正について |

摂津市緑の基本計画改定懇談会 委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 組 織 | 備 考 |
|-------|---------|----------|---------------------------|
| 会 長 | 宮 崎 ひろ志 | 学識経験者 | 関西大学 環境都市工学部 建築学科 専任講師 |
| 副 会 長 | 原 田 貞 雄 | 緑化関係推進団体 | 緑化推進連絡会々長 |
| 委 員 | 村 澤 敏 雄 | 緑化関係推進団体 | 緑化推進連絡会副会長 |
| 委 員 | 奥 田 未 夫 | 緑化関係推進団体 | 緑化推進連絡会副会長 |
| 委 員 | 福 井 千江子 | 公募市民 | |
| 委 員 | 西 谷 鎮 子 | 公募市民 | |
| 委 員 | 北 野 孝 一 | 公募市民 | |
| 委 員 | 山 城 秀 雄 | 公募市民 | |
| 委 員 | 並 田 勝 彦 | 公募市民 | |

摂津市緑の基本計画改定庁内検討会 委員名簿

| 所 | 属 | 氏名 |
|--------|---------|--------|
| 市長公室 | 政策推進課長 | 谷内田 修 |
| 総務部 | 防災管財課長 | 西川 聡 |
| 生活環境部 | 自治振興課長 | 早川 茂 |
| 生活環境部 | 産業振興課長 | 鈴木 康之 |
| 生活環境部 | 環境政策課長 | 丹羽 和人 |
| 保健福祉部 | 保健福祉課長 | 前野 さゆみ |
| 土木下水道部 | 道路管理課長 | 山本 博毅 |
| 土木下水道部 | 道路交通課長 | 永田 享 |
| 土木下水道部 | 下水道事業課長 | 樫本 宏充 |
| 教育総務部 | 総務課長 | 岩見 賢一郎 |
| 次世代育成部 | 学校教育課長 | 岡部 寿子 |
| 生涯学習部 | 生涯学習課長 | 柳瀬 哲宏 |
| 消防本部 | 総務課長 | 明原 修 |
| 水道部 | 総務課長 | 豊田 拓夫 |
| 都市整備部 | 都市計画課長 | 土井 正治 |
| 都市整備部 | 建築課長 | 林 弘一 |
| 都市整備部 | 公園みどり課長 | 新留 清志 |

※所属・氏名は平成26年3月当時のもの。

おわりに

人類は植物なしでは生きていくことができません。生活に欠くことのできないもの、例えば食べ物を考えてみると、肉、魚を含めて、元をたどればすべて植物由来です。呼吸に必要な酸素も、植物が長い年月をかけて作り上げてくれた環境です。

近年、植物には加速する都市の温暖化を緩和するといった、新しい役割も期待されるようになりました。摂津市市民の日々の生活環境をより良いものにするためにも、都市緑地の重要性は高まっています。

この緑の基本計画は、市民生活、環境をより豊かにすることを目標として、市民、事業者、行政が、取り組むべきことを示そうとするものです。

近年、社会の成熟とともに、市民、事業者、行政の役割は大きく変化してきました。共助、協働というキーワードに示されるように、市民が主体のまちづくりが全国各地で模索されるようになってきました。本計画書では、こうした潮流を踏まえ、市民、事業者、行政の共助、協働によって市民生活、環境を豊かにすることを提案しています。

市民、事業者、行政の協働を実現するためには、効果的なしくみづくりが必要です。ところで摂津市には、苗圃を軸として、他地域では見られないような市民と行政協働の芽生えがあります。ボランティアの手で種から苗を育て、また緑化教室を開くなど、熱心な活動が行われています。新しい緑の基本計画では、こうした摂津市型の緑化活動、苗圃での種蒔く方々を支援し、またこうした仕組みをみなさまのお近くにも展開していくことをひとつの目標としています。

この計画書を手にとられた市民のみなさまが、ひとりでも多く、愛情をもって、花や樹木を育てていただけますことを祈念いたします。

最後に「緑の基本計画」改定作業は、日ごろ熱心に緑化活動に取り組まれている団体の代表や緑化に関心のある市民の方々を委員として迎え、行政担当者等事務局と共に、2年もの時間をかけて検討してまいりました。この新しい緑の基本計画書は、そうした委員のみなさまが、熱心に改定作業に取り組まれた成果です。ここに記し、謝意を表します。

平成26年3月

関西大学環境都市工学部 建築学科専任講師・博士(工学)

宮崎 ひろ志





発行：平成26年（2014年）3月 摂津市

編集：摂津市 都市整備部 公園みどり課

〒566-8555

大阪府摂津市三島一丁目1番1号

電話 06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

ホームページ/<http://www.city.settsu.osaka.jp/>